

うるく地域づくり連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 うるく地域づくり連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局は、小禄南公民館内に置く。

(目的)

第2条 本協議会は、21世紀を担う健やかな青少年を育てるとともに、豊かで明るく住みよい地域づくりに務めることを目的とする。

(活動事項)

第3条 本協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 組織団体（以下「団体」という。）の情報交換及び、団体相互の連携（ネットワーク）を図る。
- (2) ふれあいの輪を広げるため、必要に応じて地域づくりに関する各種事業を実施する。
- (3) 小禄地域における伝統文化の継承及び復活を図る。
- (4) 地域住民の福祉と相互の親睦を図る。
- (5) その他の目的達成に必要なこと。

(方針)

第4条 本協議会は、地域住民の教育と福祉を本旨とする民主団体として次の方針によって活動する。

- (1) 自主独立の団体であって、いかなる団体の支配、統制、干渉をも受けない。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく営利だけを目的とするような行為は行わない。
- (3) 本協議会の名称又は役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第2章 組 織

(組織)

第5条 本協議会の組織は、次の通りとする。

1 小禄地域にある団体。

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| (1) 小禄地区自治会連合会 | (13) 金城中学校区青少年健全育成協議会 |
| (2) 小禄地区老人クラブ連合会 | (14) 小禄地区子ども会連絡協議会 |
| (3) 小禄校区婦人会 | (15) 那覇市スポーツ推進委員（小禄地区担当） |
| (4) 小禄青年連合会 | (16) 那覇市教育委員会教育相談課 青少年指導員（小禄支部） |
| (5) 小禄地区行政連絡会 | (17) 小禄・豊見城地区 少年補導員協議会 |
| (6) 小禄地区小・中学校長、教頭連絡会 | (18) 那覇大綱挽回保存会小禄実行委員会 |
| (7) 小禄・垣花小中学校PTA連絡協議会 | (19) 小禄第一民生委員児童委員協議会 |
| (8) 小禄北地域福祉推進会 | (20) 小禄第二民生委員児童委員協議会 |
| (9) 小禄西地域福祉推進会 | (21) 小禄第三民生委員児童委員協議会 |
| (10) 小禄南地域福祉推進会 | (22) うるくの歴史と文化を語る会 |
| (11) 小禄中学校区青少年健全育成協議会 | (23) その他、上記団体に加入していない団体 |
| (12) 鏡原中学校区青少年健全育成協議会 | |

2 その他、本協議会の趣旨に賛同する者及び企業団体。

第3章 役 員

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 会長・・・・・・・・1名 | (5) 運営委員・・・・・・・・4名 |
| (2) 副会長・・・・・・・・5名 | (6) 評議員・・・・・・・・若干名 |
| (3) 事務局長・・・・・・・・1名 | (7) 監査役・・・・・・・・2名 |
| (4) 事務局長補佐・・1名 | (8) 会計・・・・・・・・1名 |

2 本協議会に、相談役を若干名置くことができる。

(役員の選出)

第 7 条 役員は、次の方法によって選出する。

- 1 会長、副会長並びに監査役は、運営委員会の選考により評議員会で推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 2 運営委員は、各部会の代表でもって充てる。
- 3 評議員は、運営委員及び各種団体の代表、正副会長経験者でもって充てる。
- 4 事務局長、事務局補佐、会計は会長が指名し、評議員会に報告するものとする。
- 5 相談役は、会長が委嘱し評議員会に報告するものとする。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、次のとおりとする。

- 1 役員の任期は 1 年とする。但し再選を妨げない。
- 2 役員の欠員によって就任した者は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期とは、後任者が就任するまでをいう。

(役員の職務)

第 9 条 本協議会の役員並びに監査役の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、会務の連絡調整を図り、本会の円滑な運営に努める。
- (4) 事務局長補佐は、事務局長の補佐をする。
- (5) 会計は、本会の会計業務を行う。
- (6) 運営委員は、本会の事業実施の企画運営にあたる。
- (7) 評議員は、本会の重要事項を審議する。
- (8) 監査役は、本会の会計業務を監査し、その結果を評議員会及び定期総会で報告する。
- (9) 相談役は、会務に重要な事項に関する相談を受ける。

第 4 章 機 関

(機関)

第 1 0 条 本協議会は、円滑な運営と目的を達成するために次の機関を置く。但し、臨時に特別委員会を設けることができる。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 総会 | (5) 広報部会 |
| (2) 評議員会 | (6) 健全育成部会 |
| (3) 運営委員会 | (7) 研修部会 |
| (4) 総務部会 | (8) 特別委員会(第 7 章補則の第 2 3 条に適用) |

(総会)

第 1 1 条 総会は本協議会の最高議決機関であって、第 5 条の組織団体の代議員で構成し、毎年 6 月末日までに開催する。

- 2 臨時総会は、評議員の過半数の要求又は、会長が必要と認めたとき、これを開催することができる。
- 3 総会の議長は、そのつど評議員の中から選出する。
- 4 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長でこれを決する。但し、出席者とは委任状を含めるものとする。
- 5 総会の付議事項は、次の通りとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 会則改正案の承認 | (5) 活動計画案の承認 |
| (2) 活動経過報告の承認 | (6) 予算案の承認 |
| (3) 会計監査報告の承認 | (7) 会長、副会長並びに監査役選出の承認 |
| (4) 決算の承認 | (8) その他、本協議会の重要な事項 |

(評議員会)

第 1 2 条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であって、緊急の時は総会に変わることができる。

- 2 評議員会は、会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計並びに評議員でもって構成する。

- 3 評議員会は、必要に応じて会長が召集する。
- 4 評議員会の付議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会の付議を得なければならない事項の審議と推薦
 - イ 会則改正案、活動経過報告、会計監査報告、決算、活動計画案、予算書案、の審議
 - ロ 会長、副会長、監査役の推薦
 - (2) 総会で付託された事項の承認
 - イ 細則改正、特別委員会の設置、その他趣旨に賛同する者の入会
 - (3) その他、会務に必要な事項

(運営委員会)

第 13 条 運営委員会は、本協議会の執行機関で会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計並びに運営委員で構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 運営委員会の処理事項は、次の通りとする。
 - (1) 総会、評議員会での議決事項の処理。
 - (2) 評議員会への提案事項の立案。
 - (3) 各部会間の活動計画、実施の連絡調整。
 - (4) 予算の流用の承認。
 - (5) その他本協議会の運営に必要なこと。

(各部会の構成)

第 14 条 各部会は、第 5 条第 1 項及び第 2 項の組織から選出された者で、会長が委嘱し、構成する。但し、その外の入部を希望する者は、会長及び所属希望部会の承認を得て構成員となることができる。

- 2 各部の部長 1 名、副部長 2 名は構成する部会の中から互選する。
- 3 部長は、所属する部を代表し統括する。又副部長は、部長を補佐し部に関することを記録する。
- 4 部長は、必要に応じて部会を開催することができる。
- 5 部長は、活動計画の実施に際して他の部又は、役員の協力を求めることができる。

(各部会の活動)

第 15 条 本協議会の各部会と活動事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会
 - イ 総会並びに会議の開催に関すること。
 - ロ 本協議会の年間活動計画案の連絡調整に関すること。
 - ハ 予算並びに決算に関すること。
 - ニ その他、本協議会の運営に必要な事項で他の部に属しないこと。
- (2) 広報部会
 - イ 本協議会の趣旨をふまえ全住民への広報活動の実施に関すること。
 - ロ 組織団体相互の資質向上に資する情報収集と提供に関すること。
 - ハ その他広報活動に関すること。
- (3) 健全育成部会
 - イ 地域環境づくりの推進に関すること。
 - ロ 地域住民スポーツ事業の実施に関すること。
 - ハ その他の健全育成活動に関すること。
- (4) 研修部会
 - イ 各地域伝統文化の継承に関すること。
 - ロ うるくクンジーの復活に関すること。
 - ハ その他の研修事項に関すること。

第 5 章 経 理

(会計)

第 16 条 本協議会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入を持って充てる。

(経費)

第 17 条 本協議会の予算は、会長が評議員会に提起し承認を得て決める。

(支出)

第 18 条 本協議会の支出は、次のとおりとする。

- (1) 予算の定めるものは、会長、他各部会が提出した起案書によるものとする。
- (2) 予算の定めるもの以外のものは、会長の承認を得た起案書によるものとする。
- (3) 予算の流用は、運営委員会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第 19 条 本協議会の会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月末日までとする。

(監査)

第 20 条 本協議会の会計年度は、毎年 1 回以上監査を受けるものとする。

2 本協議会の収支計算は、会計年度終了後 40 日以内に監査を受けなければならない。

第 6 章 諸 帳 簿

(帳簿と記録)

第 21 条 本協議会に次の帳簿を備える。

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 団体及び会員名簿 | (5) 各部会の活動報告と記録 |
| (2) 役員名簿 | (6) 会計簿（台帳及び補助簿） |
| (3) 会則 | (7) 文書収発簿綴り |
| (4) 会議録及び総会資料 | (8) その他本協議会の運営に必要なもの |

(保存期間)

第 22 条 本協議会の諸帳簿の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 団体及び会員名簿、役員名簿、会則及び細則、総会資料は 10 年間以上。
- (2) 会議録、各部会の活動記録、会計簿（台帳、補助簿）は 10 年。
- (3) その他は 3 年。

第 7 章 補 則

(特別委員会)

第 23 条 本協議会は、会長が必要と認めたとき、臨時に特別委員会を置くことができる。但し、会長は評議員会に報告しなければならない。

2 特別委員会は、会員又は元会員の中から会長が委嘱した委員で構成し、委員長は互選する。

3 特別委員会は、特別な事業又は活動もしくは重要事項達成を目的とし、そのために必要な活動を行う。

4 特別委員の任期は、その目的が達成した時、解嘱されるものとする。

(細則)

第 24 条 本協議会は、会則で定めるほかに会の運営に必要な細則は評議員会で定めることができる。

2 前項の規定により定められた細則は、次期総会に報告しなければならない。

(会則の改正)

第 25 条 本協議会の会則の改正は、会長もしくは役員が発議し評議員会で審議し、総会の承認を得なければならない。

(会則、細則の解釈基準)

第 26 条 本協議会の会則及び細則の解釈基準は、信義、誠実、及び従来 of 慣行を旨として解釈するものとする。

付 則

この会則は、平成 8 年 3 月 3 日から施行する。

この会則は、平成 9 年 6 月 21 日から施行する。

この会則は、平成 11 年 6 月 29 日から施行する。

この会則は、平成 14 年 6 月 26 日から施行する。

この会則は、平成 17 年 6 月 22 日から施行する。

この会則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

この会則は、平成 25 年 6 月 18 日から施行する。

この会則は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

この会則は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する。

小禄地区行政連絡会設置要綱

(目 的)

第 1 条 小禄地域住民に対する行政サービスの向上を図るため、行政連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 連絡会は、前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 連絡会を構成する行政機関(以下「構成機関」という。)の行事計画、行事案内、各種調査のための資料等の情報を交換し、構成機関相互の密接な連携を図る。
- (2) 構成機関の協力態勢を強化し、より充実した行政サービスの提供をする。
- (3) 上記各号に規定するもののほか、地域住民に対する行政サービスの向上及び地域の活性化を図るための情報を収集する。

(構 成)

第 3 条 連絡会は、次の各号に掲げる機関で構成し、会長には小禄支所長、副会長には、小禄南公民館長をもって充てる。

- (1) 小禄支所
- (2) かりゆしうるく(小禄児童館含む)
- (3) 小禄南図書館
- (4) 那覇市総合福祉センター(金城老人憩の家・金城児童館含む)
- (5) 小禄南公民館
- (6) こども発達支援センター
- (7) 小禄学校給食センター
- (8) 宇栄原みらいこども園
- (9) 地域子育て支援センター(うえばる～む)

(会 議)

第 4 条 連絡会の会議は、原則として毎月第4木曜日の15時30分に開催し、各構成機関の持ち回りとする。

2 会議の議事録は、小禄支所長が作成する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し、必要な事項は構成機関の合議で決定する。

附則

この要綱は、平成 22 年 7 月 20 日から実施する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

より住みよい町にするための首里ネットワーク設置要綱

(名 称)

第1条 本会の名称を『より住みよい町にするための首里ネットワーク』(以下『首里ネットワーク』という。)とする。

(目 的)

第2条 『首里ネットワーク』は首里地区にある施設・機関がお互いの情報を交換し合い、密接な連携を図ることによって地域住民に対するサービスの向上に努める。

(活動事項)

第3条 『首里ネットワーク』は前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 構成する機関の行事計画、行事案内のための資料等を交換し合う。
- (2) ネットワークの協力体制を強化し、より充実したサービスの提供について検討する。
- (3) その他上記各号に規定するものの他、地域住民に対するサービスの向上及び地域活性化を図るための協議又は提言を行う。

(構 成)

第4条 『首里ネットワーク』は当面次の各号に掲げる機関で構成し、会長は首里支所長、副会長は森の家みんな、事務局は首里公民館・石嶺公民館で輪番をもって充てる。

- | | | |
|----------------|--------------|--------------------|
| (1) 首里支所 | (14) 石嶺小学校 | (27) 県立芸術大学 |
| (2) 森の家みんな | (15) 大名小学校 | (28) 母子生活支援センターさくら |
| (3) 首里公民館 | (16) 城西小学校 | (29) 県社会福祉協議会 |
| (4) 首里図書館 | (17) 城東小学校 | (30) 首里学校給食センター |
| (5) 石嶺公民館 | (18) 城南小学校 | (31) 那覇警察署首里交番 |
| (6) 石嶺図書館 | (19) 城北小学校 | (32) 北嶺学園 |
| (7) 末吉老人福祉センター | (20) 石嶺中学校 | (33) いしみね救護園 |
| (8) 大名児童館 | (21) 首里中学校 | (34) 首里当蔵保育園 |
| (9) 久場川児童館 | (22) 城北中学校 | (35) 琴の音保育園 |
| (10) 石嶺保育園 | (23) 石嶺児童園 | (36) 日本郵便(株)当蔵郵便局 |
| (11) おおな愛児保育園 | (24) 中央児童相談所 | (37) 地域包括支援センター石嶺 |
| (12) 久場川保育所 | (25) 首里東高等学校 | (38) 報徳保育園 |
| (13) 城北保育園 | (26) 首里高等学校 | (39) 地域包括支援センター大名 |
| | | (40) 地域包括支援センター城西 |

付則

この要綱は、1997年6月19日から施行する。

この要綱は、2004年7月15日から施行する。

この要綱は、2005年4月21日から施行する。

この要綱は、2006年4月20日から施行する。

この要綱は、2007年4月19日から施行する。

この要綱は、2008年4月17日から施行する。

この要綱は、2009年4月16日から施行する。

この要綱は、2010年4月15日から施行する。

この要綱は、2011年4月21日から施行する。

この要綱は、2012年5月24日から施行する。

この要綱は、2013年8月22日から施行する。

この要綱は、2015年5月21日から施行する。

この要綱は、2018年5月17日から施行する。

真和志地区 地域活性委員会 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、真和志地区地域活性委員会と称する。
- 第2条 本会は、真和志自治会長連絡協議会の下、真和志地区の自治会及び本会の目的に賛同する、企業、関係機関等をもって組織する。
- 第3条 本会は、真和志地区の自治会及び本会の目的に賛同する、企業、関係機関等、相互の連絡提携や学習活動等を通して、真和志地区の教育力の向上を図るとともに、青少年の健全育成、地域の後継者育成、高齢者の生きがいをづくり、及び豊かで明るい家庭・地域づくりに寄与することを目的とする。

第2章 事 業

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 自治会等の運営に関する調査研究をすること。
 - (2) 地域における各種事業の研究集会等に関すること。
 - (3) 地域関係者の定期的な連絡会の開催と相互の情報交換に関すること。
 - (4) 本会への加入促進に関すること。
 - (5) その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 役 員

- 第5条 本会に、次の役員を置くことができる。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局補佐（繁多川公民館担当職員） 1名
 - (5) 顧問
 - (6) 相談役
- 第6条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会の役員は、次の事務役割を処理・執行する。
- (1) 委員長は、本会を代表し会務を総理する。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 役員は、本会の重要事項を審議し、会務を執行する。
 - (4) 事務局長、事務局補佐は、委員長の命により本会の事務を処理する。
 - (5) 顧問、相談役は、本会に対する情報提供、助言等を行う。

第4章 会 議

- 第8条 本会の会議は、役員会とする。また、会議は委員長が召集し議長となる。
- 第9条 役員会では次の事項を審議決定し、委員会に報告する
- (1) 会則改廃の承認
 - (2) 事業報告及び事業計画の承認
 - (3) 予算及び決算の承認
 - (4) 役員の選任・承認
 - (5) その他事業に関する重要事項の承認

第5章 事務局

- 第10条 本会の事務を処理するため、那覇市繁多川公民館に事務局を設置する。

第6章 雑 則

- 第11条 本会の会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会の承認を経て委員長が別に定める。

付則

- この会則は、令和2年6月24日から施行する。
- この会則は、令和4年2月19日から施行する。

識名園友遊会実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、識名園友遊会実行委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、真和志地域の誇りである世界遺産・国指定特別名勝「識名園」を主会場として活用し、青少年団体等による伝統芸能の発表等で構成するまつり「識名園友遊会」の開催を通して、真和志地域における伝統文化の継承と新しい文化の創造、青少年の健全育成と地域の活性化及び文化財保護の啓発を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、識名園友遊会の開催にかかる企画運営等の事業を行う。

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する真和志地域の自治会、企業、学校その他の団体並びに那覇市中央公民館、那覇市繁多川公民館及び那覇市市民課真和志支所の代表者等から成る実行委員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1人 (2) 副実行委員長 3人 (3) 監事 2人
- (4) 評議員 若干名 (5) 相談役 若干名

(役員の職務)

第6条 役員は、次の職務を務めるものとする。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査し、その結果を本会の会議において報告する
- (4) 評議員は、本会の事業運営に関する事項を審議する。
- (5) 相談役は、本会に対する助言及び情報提供等を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、実行委員をもって構成する実行委員会及び役員をもって構成する役員会等とする。

2 実行委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 識名園友遊会の開催にかかる企画運営等 (2) 会則の改廃
- (3) 事業計画及び事業報告 (4) 予算及び決算
- (5) 役員の選出 (6) その他識名園友遊会に関する事項

3 役員会は、前項各号の事項について審議する。

(開催時期)

第9条 識名園友遊会の開催時期は、原則として毎年11月の第4日曜日とする。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、那覇市繁多川公民館に事務局を置く。

付 則

この会則は、平成21年10月20日から施行する。
この会則は、平成22年6月21日から施行する。

この会則は、平成23年7月12日から施行する。
この会則は、平成25年6月12日から施行する。